

行政視察報告書

令和2年1月22日

(無党派)

山 登志浩

行政視察の結果について、次のとおり報告します。

年月日	令和2年1月21日（火曜日）
視察時間	午前9時30分～午前11時30分
視察先	東京都世田谷区 せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）
視察項目	せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」について

行政視察報告書

年月日	令和2年1月21日（火曜日）
視察時間	午前9時30分～午前11時30分
視察先	東京都世田谷区 せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）
視察項目	せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」について
■目的 いじめ、虐待、体罰、人間関係の不和など、子どもは様々な悩みを抱えている。しかし、子どもは権利の主体であるという認識が不十分であるがゆえ、子どもの権利救済機関がほとんど設置されていない。先進事例を視察し、実効性ある政策を打ち出していきたい。	
■内容 ●経過 2012年12月、「世田谷区子ども条例」を一部改正し、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称「せたホッと」）を設置することを決めた。2013年7月から、区立子ども・子育て総合センターにて相談業務を開始し、現在に至る。 ●組織体制 子どもの人権擁護委員（通称子どもサポート委員）は弁護士・大学教授の3人。相談・調査専門員（5人）は、子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡調整を行っている。事務局は子ども・若者部子ども家庭課が担う。 ●相談状況（2018年度） 新規件数340件、前年度からの継続件数91件で、計431件。 新規の相談内容は、①対人関係の悩み（83件）②いじめ（65件）③家庭・家族の悩み（38件）④学校・教職員等の対応（37件）などで、約7割を占めている。 初回の相談者は、子ども本人が204人（60%）、母親が111人（33%）など。最近は、学校からの要請で、発達支援に係る案件に対応した。 相談方法は、電話278件（82%）、メール49件（14%）など。メールは複数の専門員で文意を読み取り、対応を決めている。SNSでの相談は行っていない。 相談対象の子どもの学年は、小学4年生～中学3年生が約6割を占めている。 権利侵害を取り除くための申し立てを1件受理した。内容は、ホームページ上の子どもの肖像権に関する問題。制度開始以来、申し立てに至ったのは2件目。 ●子どもサポート委員の活動 各委員、月に約10日程度稼働している。全ての案件に目を通し、必要に応じて相談対応する。クラスが荒れているケースでは、支援員として学校に入っている。また、いじめ予防授業を行っている。（今では同様の授業が各地で行なわれているが、最初に始めたのは世田谷区。）	

●今後の課題

区立児童相談所（今年４月開設）で一時保護された子どもが、せたホッとに相談できるのか。また、必要な場合、彼らのいるところに調査に入れるのか。双方のアクセスの問題がある。

■所感

近年、「子ども条例」「子どもの権利条例」を制定する自治体が増えているが、制定後、実効性ある取り組みをしている自治体はまだまだ少ない。世田谷区は約２０年前に制定しているが、当時、市民グループの活発な動きがあり、また議会内の推進派や反対派双方で激しい議論が交わされたという。それゆえ、せたホッと実現の背景には、条例を活かしていこうという当局・議会側の強い意思があった、とうかがえる。条例は先駆的取り組みの最大の推進力といえる。

これまでも、いじめ自殺などの重大事態が発生するたびに、学校の対応、首長と学校との関係が問題視されてきた。子どもの人権は行政一体で擁護すべきものであり、権利救済にあたって縦割りの弊害を排しなければならない。その点、せたホッとを、区長と教育委員会の両執行機関の付属機関として共同設置したことは、大変素晴らしい。

最近学校から相談が寄せられているということは、学校側がせたホッととの性格を正しく理解し、信頼を寄せていることの表れであろう。学校に全てを抱え込ませないようにするためにも、積極的に活用すべきであろう。

せたホッととの広報紙には、人権擁護委員の似顔絵が描かれ、あだ名がつけられていた。立派な相談機関があっても、子どもや保護者に認知されていなければ意味がない。また、子どもに「あなたはひとりではない」と気づいてもらうためにも、広報啓発にひと工夫凝らすべきである。

子どもを取り巻く人間関係や社会的環境が厳しくなり、生きづらさを感じ、悩みを抱える子どもが増えている。子どもの尊厳と権利を守っていくには、既存の相談体制などでは十分に対応できない。今後、議会質問を通じて、条例や第三者機関の必要性を訴えていきたい。

